

## 船舶事故調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 長 後 藤 昇 弘  
委員 楠 木 行 雄  
委員 横 山 鐵 男（部会長）  
委員 山 本 哲 也  
委員 根 本 美 奈

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 衝突（岩壁）  |
| 発生日時  | 平成20年8月3日 09時30分ごろ  |
| 発生場所  | 群馬県沼田市利根町 <sup>そのはら</sup> 菌原湖<br>三等三角点数坂 <sup>かっさか</sup> （標高871.9m）から真方位156° 1,325m付近<br>（概位 北緯36° 38.8′ 東経138° 10.3′）  |
| 事故調査の経過   | 平成20年10月1日、本事故の調査を横浜地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 水上オートバイ <sup>まんぎょんぼん</sup> 万景峰号、0.2トン<br>230-49434群馬 個人所有<br>3.31m×1.16m×0.44m、FRP<br>ガソリン機関、96.4kW、平成18年8月   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 29歳<br>特殊小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成16年11月22日<br>免許証交付日 平成16年11月22日<br>（平成21年11月21日まで有効）<br>同乗者 男性 20歳<br>操縦免許証 なし  |
| 死傷者等  | 死亡 1人（同乗者）  |
| 損傷  | 船首から右舷側船体中央付近まで亀裂を伴う外板の剥離及び船底に擦過傷   |
| 事故の経過   | 本船は、平成20年8月3日（日）09時10分ごろ、船長が会社の同僚である同乗者を後部座席に寄せ、遊走の目的で、群馬県菌原湖の岸辺を出発した。<br>船長は、岸辺の南方沖において、約60km/hの対地速力により、直径約100mの円を描くように数回旋回したところで、同乗者から操縦させて欲しいと頼まれ、同乗者が操縦免許を持っているのかどうかを確認しないで、操縦を交替して後部座席に座った。同乗者は、操縦方法を船長に聞くこともなく発進し、船長とほぼ同じ速力で同様に旋回を繰り返した後、西方の菌原橋方面に向けて航走を始め、同橋手前付近で急加速したため、船長が後方に落水した。<br>本船は、高速で航行して菌原橋から西方約100m先の湖岸の岩壁に衝 |

|        |  |  |
|--------|--|--|
|        | <p>突した。</p> <p>船長は、落水後、水中に沈み込んでから湖面に顔を出し、本船が岩壁に乗り上がっていたので泳いで近づき、同乗者の救命胴衣とキルスイッチコードが浮いているのを見つけたが、同乗者を見つけることができなかった。</p> <p>本船の出発場所付近にいた会社の同僚が、衝撃音がした方向を見たとき、空中にほうり出された同乗者の姿を目撃し、岩壁に向かって白い波の筋が湖面にあるのを見て岩壁に衝突したと思い、水上オートバイで救助に向かった。他の同僚が、警察や会社に事故の発生を連絡した。</p> <p>18時ごろ、警察の捜索により同乗者が水中で発見された。</p> |  |
| 気象・海象  | <p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s</p> <p>湖面：平穏</p>  |  |
| その他の事項 | <p>船長及び同乗者は、チョッキ型の救命胴衣を着用していたが、同乗者は羽織っただけであった。</p> <p>死亡推定時刻は、8月3日09時30分ごろで、直接の死因は溺死と検案されたが、頭蓋骨を骨折して脳挫傷を負っていた。</p>   |  |
| 分析     | <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>   | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長は、同乗者と操縦を交代する際、同乗者に操縦免許の取得の有無を確認せず、無資格の同乗者に操縦を任せたと考えられる。</p> <p>同乗者が、急加速して高速で航行したことにより、湖岸の岩壁を避けきれずに衝突したものと考えられる。</p> <p>急加速して高速で航行したのは、スロットルレバーを握った状態であった可能性があると考えられる。</p> <p>同乗者の死因は溺死であった。</p> <p>同乗者は、救命胴衣が脱げたこと、又は、脳挫傷を負ったことにより、溺死した可能性が考えられるが、いずれによるものかは明らかにすることができなかった。</p> <p>同乗者の救命胴衣は、羽織っただけの状態ですっかり装着していなかったため、脱げたものと考えられる。</p> |
| 原因     | <p>本事故は、本船が群馬県蕨原湖において、無資格の同乗者が操縦し、急加速して高速で航行し、湖岸の岩壁を避けきれなかったため、衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>  |  |